

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	合志市 老人施設入所システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

合志市は、老人施設入所システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

合志市長

公表日

令和8年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	老人施設入所
②事務の概要	養護老人ホームは、環境的及び経済的理由で居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の自立者を入所させ、養護する事を目的とする施設であり、入居の申込み受付は、施設ではなく市町村にて行っている。 入所費用については、入所者本人及び扶養義務者の所得によって決定される。
③システムの名称	老人施設入所システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 入所者情報ファイル 2. 入所者負担金管理情報ファイル 3. 義務者負担金管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条 別表 61号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表86、87の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 高齢者支援課
②所属長の役職名	高齢者支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市長公室企画課 096-248-1813
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市長公室企画課 096-248-1813
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	[1,000人未満(任意実施)] 令和8年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	[500人未満] 令和8年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	[発生なし]

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバーの取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の記載がある申請書等は施錠できるキャビネットに保管することを徹底しており、マイナンバー入りの書類を郵送する際には、ダブルチェックを行うなど対策を講じていることから「十分である」と判断した。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月16日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステム	番号法第19条 別表第二 61号、62号	番号法第19条第8項 別表第二 61号、62号	事後	
令和3年8月16日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和3年8月16日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和3年12月27日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数	平成31年2月21日時点	令和3年12月27日時点	事後	
令和3年12月27日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数	平成31年2月21日時点	令和3年12月27日時点	事後	
令和5年3月15日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数	令和3年12月27日時点	令和5年3月15日時点	事後	
令和5年3月15日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数	令和3年12月27日時点	令和5年3月15日時点	事後	
令和6年3月19日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数	令和6年3月19日時点	令和6年3月19日時点	事後	
令和6年3月19日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数	令和6年3月19日時点	令和6年3月19日時点	事後	
令和7年2月26日	I 関連情報 3.個人番号の利用	番号法第9条 別表第一 41号	番号法第9条 別表 61号	事後	
令和7年2月26日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8項 別表第二 61号、62号	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表86、87の項	事後	
令和7年2月26日	I 関連情報 9.規則第9条第2項の適用	なし	新様式への変更	事後	
令和7年2月26日	II しきい値判断項目 1.対象人数	令和6年3月19日時点	令和7年2月26日時点	事後	
令和7年2月26日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	令和6年3月19日時点	令和7年2月26日時点	事後	
令和7年2月26日	IVリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年2月26日	IVリスク対策 3.特定個人情報の使用	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年2月26日	IVリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年2月26日	IVリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年2月26日	IVリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年2月26日	IVリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年2月26日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業	なし	新様式への変更 「2.十分である」、判断の根拠を記載	事後	
令和7年2月26日	IVリスク対策 10.従業者に対する教育・啓発	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	
令和7年2月26日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	なし	新様式への変更 「8.特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策」、判断の根拠を記載	事後	
令和8年3月17日	II しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和7年2月26日時点	令和8年3月1日時点	事後	
令和8年3月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年2月26日時点	令和8年3月1日時点	事後	